

第3次朝日村教育大綱



令和7年3月

朝 日 村

目次

第1章	はじめに	1
1	策定の背景	1
2	関連する方針・計画など	1
3	更新にあたっての考え方	2
4	大綱の期間	2
第2章	朝日村がめざす教育の基本理念	3
1	村民憲章	3
2	教育の基本理念	3
第3章	教育の基本目標と施策の方向性	4
1	教育施策の全体像	4
2	基本目標と施策の基本的な方向性	6
資料編		13
1	朝日村総合教育会議設置要綱	13
2	朝日村総合教育会議役員名簿	14
3	朝日村教育大綱検討委員会要綱	15
4	朝日村教育大綱検討委員会名簿	16
5	策定経過	17

第1章 はじめに

1 策定の背景

平成 26 年 6 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され、平成 27 年 4 月 1 日に施行されました。この改正法では、地域の実情に応じ、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策についての目標や基本方針を、首長が「教育大綱」として定めることが義務づけられています。

これを受けて、朝日村（以下、「本村」という。）では平成 27 年に「朝日村教育大綱」を策定しました。また令和 3 年には、最新の社会情勢や村の状況も踏まえて「第 2 次朝日村教育大綱」として改訂しています。この大綱を基に、村長部局と教育委員会が一体となって教育行政に取り組んできました。

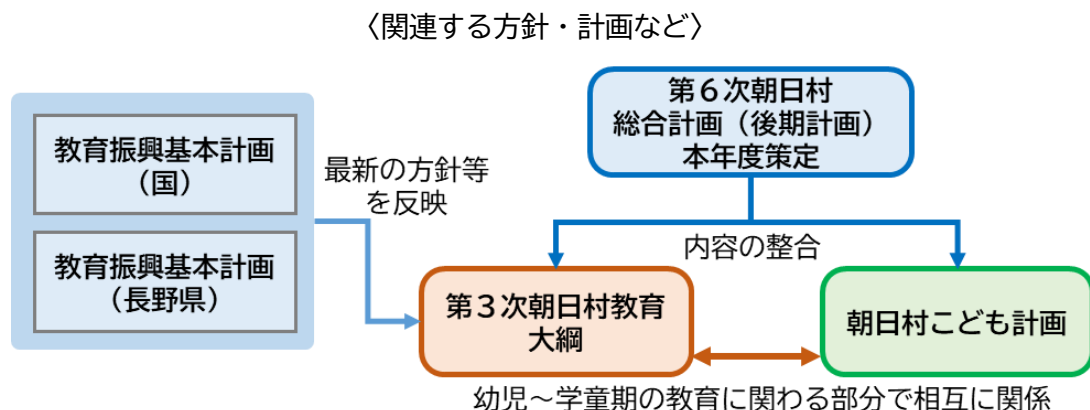
このたび、「第 2 次朝日村教育大綱」の期間満了に伴って内容を更新し、「第 3 次朝日村教育大綱」（以下「本大綱」という。）として策定します。

2 関連する方針・計画など

本大綱は、国の「教育振興基本計画」や長野県の「教育振興基本計画」等を示されている、教育に係る方針・考え方を参照し、これを反映したものとして定められています。

また、本村の「総合計画」を大綱の上位に位置づけ、総合計画における教育関係施策と内容の整合をとった内容となっています。

あわせて、本村の「こども計画」とは、幼児～学童期の教育に関わる部分において、共通の考え方や取り組み内容としてあります。



3 更新にあたっての考え方

本大綱の更新にあたっては、教育を取り巻く様々な社会状況の変化や教育改革の動向等を踏まえるとともに、本村の最上位計画である「朝日村第6次総合計画（後期基本計画）」に定める教育分野の取組内容とも整合するかたちで、教育行政の推進を図るものとした。

また、令和5年に国の策定した「こども大綱」およびこれに基づいて本村の策定する「朝日村こども計画」において示されている、子どもの心身の健やかな成長を支援するという考え方を、教育分野においても推進するという観点から、本大綱の内容の見直しも行っています。

4 大綱の期間

上位計画である「朝日村第6次総合計画」の後期基本計画に合わせ、本大綱の対象とする期間を令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

総合計画の基本計画の見直し時期と合わせて、本大綱の見直しを図ります。

令和(年度)	7	8	9	10	11
総合計画	第6次総合計画 後期基本計画（5年間）				
教育大綱	第3次教育大綱（5年間）				

第2章 朝日村がめざす教育の基本理念

1 村民憲章

すこやかな ころ

すこやかな からだ

すこやかな 土づくり

本村では、村全体に関わる方針として村民憲章を定めています。村民憲章は、村民が美しい郷土を誇りに思い、豊かなころを育てながら、健康で住みよいむらづくりをめざすために制定されました。この村民憲章を前提に、教育の基本理念を定めます。

2 教育の基本理念

ふるさとを^{おも}想い

^{みらい}未来を^{ひら}ともに拓き

^{みづか}自^{たがや}らを^{つづ}耕し^{ひと}続ける 人づくり

本村の先人たちは自然に真摯に向き合い、粘り強く、互いに助け合いながら農業を営んできました。こうした朝日村のルーツである「ふるさとの大地・自然・人・地域」への愛着や誇りを胸に、時代変化を乗り越えていく柔軟さとたくましさを持ち、互いの個性を尊重し仲間を思いやるやさしさを忘れずに、いくつになっても様々な可能性の芽を育て、自らをブラッシュアップさせることができる人間の育成をめざします。

第3章 教育の基本目標と施策の方向性

1 教育施策の全体像

全ての村民の心の拠りどころといえる「村民憲章」を地盤としながら、朝日村がめざす教育の「基本理念」の実現に向けて、5つの「基本目標」を柱に教育に取り組めます。

<朝日村がめざす教育の全体像>



本大綱は、「基本理念」の実現のために5つの「基本目標」を定め、各「基本目標」の達成に向けてどのように施策を推進するかという方針を「基本方針」として定めています。また、これら「基本目標」と「基本方針」に基づく施策は、対応する総合計画の目標・施策との整合を図りながら進めます。

<施策体系>

※↓数字は総合計画の施策番号、「★」は重点取組

村民憲章	基本理念	基本目標	基本方針	対応する総合計画の目標・施策		
				基本目標	主要施策	主な取組
すこやかなこころ すこやかなからだ すこやかな土づくり	ふるさとを想い 未来をともしら 自らを耕し続ける 人づくり	I 幼児期の学びと健やかな育ちを支える 【保育・家庭教育】	1 子どもが学び成長できる環境をつくれます	1 出産・子育ての希望を叶える環境づくり	2 子どもの成長過程に応じた切れ目のない子育て支援を行います	1 ★子どもの健やかな育ちを支える取組の推進 2 ★子育て世帯への経済的な支援
		II 生きる力につながる学びを支える 【学校教育】	2 社会で活躍できる実践的な力を身につける教育を行います	4 特色のある教育・生涯学習の充実	1 未来の村を担う子どもたちの生きる力を育む教育を行います	1 未来を切り拓く力の向上
			3 郷土に根ざした豊かな感性と健やかな身体を育みます			2 豊かなこころと健やかな身体の育成
			4 全ての子どもが安心して学べる環境をつくれます			4 安心して学び・過ごせる地域づくりと郷土愛を育む教育の推進 3 ★支援を必要とする児童・生徒への支援
		III 誰もが自分を磨き、活躍し続けられる環境をつくる 【生涯教育/歴史・文化・芸術・スポーツ】	5 生涯にわたって充実した学びを提供できる環境をつくれます	4 特色のある教育・生涯学習の充実	2 誰もが生涯にわたって学び続けられる環境をつくれます	1 生涯学習の推進 3 図書館の充実
			6 文化・芸術、スポーツ活動を通じて活力と潤いある生活を実現します			2 文化・芸術の振興 4 スポーツや運動の充実
		IV 違いを認め合い、ともに支え合う社会をつくる 【人権教育】	7 多様性やインクルーシブ教育についての理解を深めます	5 誰もが活躍できる社会環境づくり	2 障がいに関わらず自分らしい生活や活躍ができる社会環境をつくれます	2 障がいのある子どもに対する支援の充実 3 差別の解消や合理的配慮の推進
					3 誰もが人権が尊重され、自分らしく活躍できる社会環境をつくれます	1 人権・男女共同参画社会等に関する周知・啓発の実施 2 人権教育や男女共同参画社会に関する教育の推進
		V 学びを支える地域のつながりをつくる 【地域づくり】	8 互いに手を差し伸べ、助け合う地域の絆をつくれます	6 安心して自分らしく健康に暮らし続けられるしくみづくり	2 誰もが共に支え合う「地域共生社会」をめざします	1 支え合う意識の醸成 2 ★地域活動の促進 3 ★支援を必要とする人に対する取組の充実
			9 行政と村民との協働により学びの地域づくりを進めます	8 村民と行政が役割と責任を分担し、協働のむらづくりを推進します	1 協働のむらづくりの推進	

2 基本目標と施策の基本的な方向性

基本目標Ⅰ 幼児期の学びと健やかな育ちを支える

【目標設定の考え方】

本村で生まれた子どもたちが、幼児期から健やかに育つことができるよう、保育サービスの向上や子育て家庭に対する支援に取り組めます。また、小学校入学前から子どもの創造性、思いやり、考える力などを育む幼児教育の重要性を踏まえて、幼児期から様々な体験や学習の機会を提供し、その学びを後押しします。

基本方針1 子どもが学び成長できる環境をつくります

- 幼児期の学びの後押し
保育士の確保や資質向上などで保育サービスの質を高めます。また、自然に触れる体験、英語学習、小学校への架け橋期にあたる主体的・対話的な学びの実施など、未就学児における学びや体験の機会を充実させます。
- 子育て支援の充実
育児に対する不安の軽減や、正しい情報の提供による支援を行うとともに、各種教室、相談支援などによって、安心して子育てができる環境を整えます。
- 子育てに関する経済的な支援
子どもが健やかに成長できるように、子育て世帯の経済的な負担を軽減するための支援を行います。

基本目標Ⅱ

生きる力につながる学びを支える

【目標設定の考え方】

将来の予測が困難な時代でも、社会の創り手となり、自ら課題を解決していくことができるように、また様々な人間関係を通じて自己肯定感や生きがい、幸せを感じられるように、必要な情報や豊かな体験の機会を提供します。このことを通じて知識や力の習得を促し、一人ひとりが主体的に、自らを耕し、自分らしい人生を追求していく「生きる力」を育みます。

基本方針２ 社会で活躍できる実践的な力を身につける教育を行います

- 未来を切り拓く力の向上

本村の子どもたちが、世の中の大きな変化に柔軟に対応し、将来社会で活躍できるように、主体的な「学ぶ力」を育める教育を推進します。このために、子ども自身が学習習慣や基礎学力を身に付けることのできる環境を整えます。加えて、現代社会で求められる社会的なスキルや経験を身に付けるため、ＩＣＴ※^１をはじめとする様々なツールや方法で学べる環境整備や、職業体験や国際教育など視野を広げる機会や体験の提供を行います。

基本方針３ 郷土に根ざした豊かな感性と健やかな身体を育みます

- 豊かなこころと健やかな身体の育成

本村の子どもたちの、こころと身体の健やかな育ちを支援します。このために、規則正しい生活習慣の形成を後押しし、また他人を思いやる温かなこころや自分のこころの健康を維持できるよう支援し、健康づくりや体力増進のための機会をつくれます。

- 食育の推進

朝日村のスローガン「早起き・早寝・朝ごはん」に基づき、「食育の日」（毎月19日）等を活用して正しい生活習慣の定着を図るとともに、地産地消や食文化に対する関心を高めるため、自校給食等による食育を進めます。

※^１「情報通信技術」と訳され、Information and Communication Technology の略。IT (Information Technology) とほぼ同義の意味を持つ。コンピューター関連の技術を IT、コンピューター技術の活用に着目する場合を ICT と区別される。

- 郷土愛を育む教育の推進

地域と連携したコミュニティ・スクール^{※2}の推進などを通じ、本村ならではの自然や人間関係の中で成長できる環境をつくります。そのことを通じて、子どもが地域での様々な交流を体験したり、自然環境や伝統文化に触れたりして、ふるさとへの誇りや愛着を養えるよう後押しします。

基本方針4 全ての子どもが安心して学べる環境をつくります

- 支援を必要とする児童・生徒への支援

支援を必要とする児童・生徒が自立し、社会へ参画することができるよう、不登校等の悩みを抱える児童・生徒や保護者に対する支援に取り組むとともに、校内サポートルーム³、教育支援センター⁴、特別支援教育等の充実を図ります。

- 安全・安心で信頼される学校づくり

子どもたちが安心して学校で学ぶことができるよう、学校施設の維持・修繕を行います。また、地域住民と連携した、登下校の見守りや安全確保にも取り組みます。さらに、学校運営への保護者、地域住民の参画を行うコミュニティ・スクール事業を推進します。

※2 学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地教行法第47条の5）に基づいた仕組み。

³ 校内サポートルームとは、「教室に入るのがつらい」という児童の一時的な居場所として、支援員が常駐して休息や談話、物づくりなどを行って精神的な安定を図る場所のこと。

⁴ 教育支援センターとは、学校へ行きにくい、いけない状態が続いているといった子どものための居場所となり、学習支援、社会生活適応支援、相談対応などを行う場所のこと。

基本目標Ⅲ

誰もが自分を磨き、活躍し続けられる環境をつくる

【目標設定の考え方】

人生 100 年時代といわれる中、長い人生を健康に、自分らしく、豊かに生きることがより重要になってきています。明治期の先人たちが農業のかたわら、学識人・^{あいづやいち}會津八一を村に招いて新しい知識を吸収し、物事に真摯に向き合ってきたように、誰もが学びたい時に学べる場や機会の充実をめざします。また、誰もが活力と潤いのある余暇生活を送れるよう文化・芸術、スポーツ活動を支援します。

Column

学識人・^{あいづやいち}會津八一 とは

1881 年（明治 14 年）新潟市に生まれる。書家、歌人、美術史研究など、幅広い活動で知られる。昭和 5 年に朝日村で開催された仏教美術の講演会の講師として招かれ、聴講者の熱心さに心を打たれて講演会を四年間四回にわたって続けた。朝日村には現在も、八一が講演会の記念として揮毫した「研精覃思」が残されている。この出来事は朝日村民の学問へ向き合う姿勢を象徴する出来事として語り継がれている。

基本方針5 生涯にわたって充実した学びを提供できる環境をつくります

● 生涯学習の推進

現在の社会情勢や村民のニーズを踏まえて、誰もが生きがいや活力のある生活を送るために学び続けられるよう、「朝日村生涯学習基本構想」を見直し、新たな構想を踏まえて、生涯学習のための環境づくりを進めます。また、村民の様々な文化・スポーツ等の活動の拠点として公民館を再整備することをはじめ、生涯学習を行う場や機会の整備、充実を図ります。

● 図書館の充実

「村立朝日村図書館」において、蔵書の整備や充実、本にまつわる講座やイベントの企画を開催することで、村民の読書活動を推進します。

基本方針6 文化・芸術、スポーツ活動を通じて活力と潤いある生活を実現します

- 文化・芸術の振興

村内の文化財や本村の文化・芸術に触れる機会を充実させることで村民の文化・芸術活動を推進し、文化財や文化・芸術の保護、継承へつなげます。特に本村の文化財や、地元の行事・お祭りなどの伝統文化を次世代に継承するための取組を推進します。

- スポーツや運動の充実

プロサッカーチームのホームタウン活動を含めた各種スポーツ・運動に取り組む場、機会の充実により、青少年健全育成や村民の健康づくりを促すとともに、村民同士や村外との交流につなげます。

基本目標Ⅳ

違いを認め合い、ともに支え合う社会をつくる

【目標設定の考え方】

国際目標であるSDGs^{※5}に「誰一人取り残さない」という理念が掲げられているように、どのような立場にある人も等しく教育を受け、個性や能力を活かして社会で活躍する権利があります。一人ひとりの違いや個性を活かすダイバーシティ^{※6}という概念や、障がいのある子どもも同じ環境で学ぶインクルーシブ教育^{※7}はこれからの教育におけるスタンダードといえます。本村でも、違いを認め合うために必要な理解の促進や、互いに思いやることを育む学びを大切にします。

基本方針8 多様性やインクルーシブ教育についての理解を深めます

- 障がいのある子どもに対する支援の充実
障がいのある子どもも健やかに成長することができるよう、関係課と連携を図り、障がいのある子どもに対する療育、保育、教育の充実を図るとともに、支援体制の整備を進めます。
- 差別の解消や合理的配慮の推進
障がいのある人一人ひとりが尊重され、自分らしく日常生活を送ることができるよう、差別の解消や合理的配慮の推進へ向けた取組を行います。
- 人権・男女共同参画等に関する周知・啓発の実施
誰もがかけがえない個人として尊重される村の実現に向け、子どもや若者を権利主体として認めること、男女共同参画を進めること等についての周知・啓発等を行います。
- 人権教育や男女共同参画に関する教育の推進
学校等において、人権教育や男女共同参画に関する教育を推進し、人権や男女共同参画に対して理解を深め、他人を思いやることを育みます。

※5 Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標。地球上の誰一人として取り残さないことを誓っている。

※6 主に多様性と和訳され、それぞれ異なるものが多く含まれ、多種多様であるという意味合い。

※7 障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに教育を受けることで、共生社会の実現をめざす考え方。

基本目標Ⅴ

学びを支える地域のつながりをつくる

【目標設定の考え方】

朝日村は農村社会として、自分の利益だけでなく、他者を思いやり、時に助け合いながらコミュニティを発展させてきました。しかし、近年、本村でも地域とのつながりが希薄化しつつあり、村民同士の支え合いが地域の新たな課題となっています。また、人口減少を背景に財政が厳しくなる中、民と官が協力してむらづくりに取り組む「協働」がますます重要になってきています。

コミュニティ・スクールの取組に代表されるように、教育に地域が主体的に関わり、子どもの育ちや村民一人ひとりの活躍を支えるつながりのある社会の構築をめざします。

基本方針8 互いに手を差し伸べ、助け合う地域の絆をつくります

- 支え合う意識の醸成
村民が隣近所や地域の課題を自分ごととして考え、隣近所や地域の村民同士で支え合うことができるよう、意識の醸成を図ります。
- 地域活動の促進
地域における子どもの見守りや教育に関する活動への村民の参画を促すとともに、支え合える地域の創り手を育めるための取組や地域福祉活動を行う場の整備を推進します。
- 支援を必要とする人に対する取組の充実
地域において、様々な課題を抱えている人を支援し、課題を軽減、解決することができるよう、包括的支援体制を構築します。また、ひきこもり状態の人や生活困窮者、ひとり親家庭、居住に課題を抱えている人等の支援を必要とする人に適切な対応ができるよう、連携体制を強化します。

基本方針9 村民と行政の協働により学びの地域づくりを進めます

- 協働のむらづくりの推進
村民や団体、企業、関係機関、行政等のあらゆる主体が情報を共有し、意見交換や対話を重ねながら、協働のむらづくりを推進します。

資料編

1 朝日村総合教育会議設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第1条の4第1項に基づき、朝日村の教育の課題及び目指す姿等を共有しながら、同じ方向性のもと、連携して教育行政を推進していくため、朝日村総合教育会議(以下「会議」という。)を設置する。

(構成員)

第2条 会議は、村長及び教育委員会をもって構成する。

(会議)

第3条 会議は、村長が招集する。

2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、村長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

(調整結果の尊重)

第4条 会議において、構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(意見の聴取)

第5条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求めるなど、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りではない。

(議事録の作成及び公表)

第7条 村長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。

2 議事録の公表は、会議に出席した構成員及び意見聴取した者による議事内容の確認後、前条ただし書により非公開とした部分を除き、ホームページ等により行うものとする。

(事務局)

第8条 会議の事務局は、朝日村総務課において処理する。ただし、会議の開催並びに大綱の策定等に関する事務を教育委員会に委任又は補助執行させる場合は、この限りでない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、総合教育会議が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2 朝日村総合教育会議役員名簿

氏 名	役 職	備 考
小 林 弘 幸	村 長	
百 瀬 司 郎	教 育 長	
中 村 八重美	教育長職務代理者	
清 沢 喜代登	教育委員	
上 條 正 光	教育委員	
横 山 潤 子	教育委員	

教育委員会事務局

上 條 靖 尚	教育次長 兼教育政策課長	
上 條 浩 充	保育園長	
上 條 ま ゆ み	課長補佐	
桃 井 弥 春	学校教育子育て支援係長	

3 朝日村教育大綱検討委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、朝日村教育大綱検討委員会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 朝日村における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「教育大綱」という。）の策定に当たり、関係する村民等の意見を反映させるため、朝日村教育大綱検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第3条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 教育大綱の策定に当たり意見を述べ、又は検討すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、村長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱し、又は任命し、委員10名以内をもって組織する。

- (1) 教育委員
- (2) 社会教育委員
- (3) 小学校長
- (4) 小学校PTA
- (5) 保育園長
- (6) 保育園保護者会
- (7) 公民館長
- (8) 有識者
- (9) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、教育大綱策定に関する期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長、副委員長各1名を置き、委員の互選によって選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

4 朝日村教育大綱検討委員会名簿

氏 名	役 職	備 考
荒井 英治郎	有識者 (信州大学教職支援センター 准教授)	委員長
黒田 敏樹	小学校長	副委員長
横山 潤子	教育委員	
齊藤 まゆみ	社会教育委員会副議長	
村松 功太	小学校 PTA 会長	
上條 浩充	保育園長	
降旗 麻美	保育園保護者会長	
柳沢 明	公民館長	

百瀬 司郎	教育長	事務局
上條 靖尚	教育次長	事務局
桃井 弥春	教育政策課 学校教育子育て支援係長	事務局

5 策定経過

年月日	会議等	内容
令和6年 7月29日	第1回教育大綱検討 委員会	・大綱の見直しの趣旨の確認 ・国、県等の方針や考えの確認 ・見直しにあたっての意見交換
令和6年 11月18日	有識者ヒアリング	・理念や具体的事業の見直し点等につい ての助言を得る
令和6年 12月11日	第2回教育大綱検討 委員会	・大綱の見直し版（素案）の確認と 意見交換
令和6年12月 20日～令和7 年1月19日	パブリックコメント 実施	
令和7年 2月6日	第3回教育大綱検討 委員会	・パブリックコメントの結果を踏まえた 成案の確認
令和7年 2月27日	朝日村総合教育会議	・本大綱の承認